温暖化対策・環境創造・資源循環委員会資料 平 成 27年 12月 11日 資 源 循 環 局

喫煙禁止地区に設置している喫煙所の再整備について

「清潔で安全な街・ヨコハマ」の実現に向け、「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」に基づき、市内6地区を喫煙禁止地区としています。

地区内には、喫煙や吸い殻のポイ捨ての未然防止の実効性を確保することを目的に、 喫煙所を設けておりますが、そのうち構造やスペースに課題があるものについて、たばこ 事業者の御協力をいただきながら、再整備を進めています。

1 再整備の内容

(1) 構造の改善

衝立(ついたて)などで簡易に仕切られているスペースを、高さのあるパーテーションで囲うことにより、周辺の歩行者へ配慮したものとします。

また、周辺状況等により、パーテーションを設置できない場所については、プランター樹木で囲うとともに、「喫煙所」と明示し、周辺の歩行動線と明確に区分します。

(2)スペースの拡張

既存の喫煙所のパーテーション化等に併せて、スペースの拡張を行い、十分な喫煙スペースを確保します。

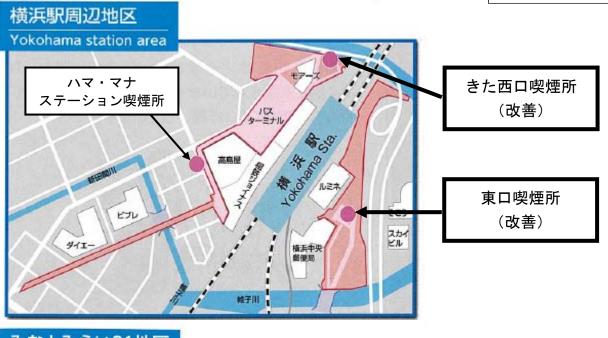
(3) 喫煙所の増設

周辺状況等により、既存の喫煙所の拡張だけでは、十分な喫煙スペースを確保できない場所については、近辺に新たな喫煙所を設置します。

2 再整備を行う喫煙所一覧

※定員は、1人当たり 1.2 m²で計算

喫煙禁止地区	喫煙所名	現状		改善後			供用開始
		面積 (m²)	定員 (人)	面積 (m²)	定員 (人)	改善の方法	時期 (予定)
横浜駅 周辺地区	東口喫煙所	14. 3	11	59. 4	49	パーテーション設置 スペース約4倍に拡張	27 年 12 月下旬
	きた西口喫煙所	8. 19	6	26. 0	21	プランター樹木設置 スペース約3倍に拡張	27 年 10 月 22 日
みなとみらい 21 地区	桜木町駅前喫煙所	9. 2	7	35. 3	29	パーテーション設置 スペース約4倍に拡張	28 年 2月下旬
	桜木町駅タクシー 乗り場喫煙所 【新設】			46. 4	38	プランター樹木設置	27 年 12 月 10 日
関内地区	南ロスタジアム側 喫煙所 【新設】			44. 1	36	パーテーション設置	27 年 12 月下旬
	南口くすのき広場側 喫煙所	8. 7	7	62. 0	51	パーテーション設置 スペース約7倍に拡張	28 年 1 月下旬



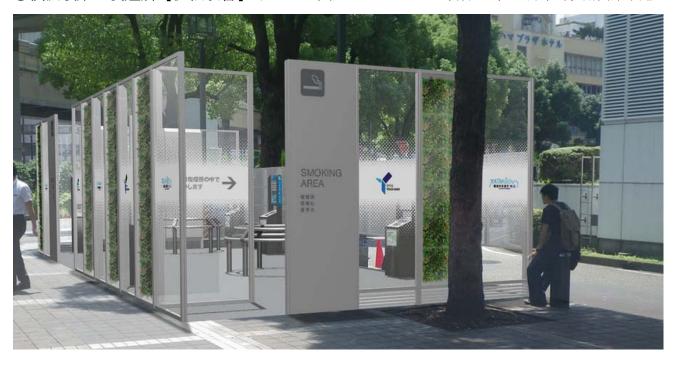




【再整備後の喫煙所のイメージ】

◎横浜駅東口喫煙所【拡張改善】イメージ図

*平成27年12月下旬供用開始予定



◎関内駅南口スタジアム側喫煙所【新設】イメージ図 *平成27年12月下旬供用開始予定

